

山武中央合併協議会 会議録

会議の名称	第4回 山武中央合併協議会	
開催日時	平成17年 6月24日(金)	午前 9時58分 開会 午前11時06分 閉会
開催場所	蓮沼村スポーツプラザ	
議長氏名	会長 大高 和郎	
出席者氏名	別紙「出欠席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	同上	
事務局氏名	局長 小川 利一 他13名	
会議事項	1 議題	2 会議結果
	別紙「第4回山武中央合併協議会会議次第」のとおり	別紙「会議経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議経過」のとおり	
会議資料	別紙「第4回山武中央合併協議会 会議資料」のとおり	
その他必要事項	特になし	
会議録の確定		
確定年月日	記名押印	
平成17年 7月12日	議長 会長 大高 和郎	

会議の名称 第4回 山武中央合併協議会

開催日 平成17年 6月24日(金)

出席者名簿

委員氏名		出欠
会長	大高和郎	出
副会長	松下浩明	出
副会長	浪川滯一	出
副会長	古谷 淳	出
委員	實川征吾	出
委員	行木信一	出
委員	加瀬和男	出
委員	野中 学	出
委員	清宮央行	出
委員	大塚重忠	出
委員	秋葉武男	出
委員	萩原善和	出
委員	小川孝藏	出
委員	伊東利二	出
委員	秋葉雅弘	出

委員氏名		出欠
委員	地布久勝夫	出
委員	田邊孝雄	出
委員	小川卓昭	出
委員	平野和男	出
委員	並木 彌	出
委員	猪野源治	出
委員	野嶋正宏	出
委員	今関 紘	出
委員	林 政利	出
委員	木島弘喜	出
委員	菅井直秀	出
委員	土屋二郎	出
委員	佐瀬光久	出
委員	生田昌司	出

監査	川島義一郎	出
委員	秋庭武行	出

出席 29 名 ・ 欠席 0 名、監査委員 2 名

備考：生田昌司委員(縣市町村課長)の代理で板倉市町村合併担当課長(縣市町村課)が出席。

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
○事務局 ○大高会長	<p>ただいまから第4回山武中央合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>初めに、山武中央合併協議会大高会長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>皆さん、おはようございます。非常に蒸し暑い日でございます、本当にご苦労さまでございます。</p> <p>久しぶりの協議会ということで、4月以来、今日が第4回になりますが、先月13日の総務大臣の告示を経まして、ある意味においては一つの大きな山場を超えた、選挙でいえば当確が出たということだろうと思えます。</p> <p>しかし、事務作業の点から申しますと、これからがまた一つの大きな山場でございます、協議会は最後まで気を抜くことなく進めていかなければならないと思っております。</p> <p>今日は、報告事項等ございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。私からの開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。今日は、よろしく願い申し上げます。</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、新委員の紹介に移らせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、「山武中央合併協議会委員の委嘱等について」をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>4月21日付で、千葉県総務部市町村課長に武富裕次様に替わり生田昌司様が就任されております。本日は、千葉県総務部市町村課板倉正典市町村合併担当課長にご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。</p>
○板倉課長	<p>本日は、生田市町村課長の代理で、県の方で合併担当課長という職をこの4月に新しく設けまして、私、それに就任いたしました板倉と申します。今後とも、ひとつよろしく願います。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、成東町の新委員さんをご紹介いたします。成東町の小川卓昭様です。小川様は、5月19日、高橋上様に替われ新委員となりました。</p>
○小川(卓)委員	<p>前任者の高橋さんに替わりまして、新しく委員にさせていただきました小川と申します。これまでの経緯につきましてもあまり詳しくござい</p>

	<p>ませんので、多少、的外れな言動はお許しいただきたいと思ひます。</p> <p>ただ、70年近くも住みなれました郷土の未来のことに大いに興心があるということでは、だれにも負けないつもりでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手)</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、松尾町の新委員さんをご紹介いたします。松尾町議会議長の萩原善和様です。萩原様は、6月2日、小川定夫様に替わられ新委員となりました。</p>
○萩原委員	<p>松尾町議会議長の萩原です。よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手)</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、松尾町議会副議長の地布久勝夫様です。地布久様は、6月2日、古谷正之様に替わられ新委員となりました。</p>
○地布久委員	<p>副議長になりました地布久です。よろしくお願ひいたします。名前は「ぢふく」です。ちょっと読みづらいですけども、よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手)</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、蓮沼村の新委員さんをご紹介いたします。蓮沼村議会議長の秋葉武男様です。秋葉様は、6月17日、高知尾正義様に替わられ新たに議長となりましたので、ご紹介させていただきます。</p>
○秋葉(武)委員	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまご紹介をいただきました蓮沼村議長の秋葉でございます。今後とも、よろしくどうぞお願ひ申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手)</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、蓮沼村議会副議長の秋葉雅弘様です。秋葉様は、6月17日、新たに副議長に就任され、協議会委員となりましたのでご紹介いたします。</p>
○秋葉(雅)委員	<p>おはようございます。このたび、副議長に就任いたしました秋葉です。よろしくお願ひいたします。</p>
○事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>また、委嘱状は、本日、新委員さんのお手元に配付させていただきました。</p> <p>以上で、新委員紹介を終わります。</p>

<p>○議長</p>	<p>続きまして、次第の4、報告事項に入らせていただきますが、山武中央合併協議会規約第10条第2項の規定により、この後の進行は会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまより議長を務めさせていただきます。着席で進行いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は29名全員で、会議は成立しております。</p> <p>それでは、早速、議事に入らせていただきます。</p> <p>初めに、報告第11号 山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について及び報告第12号 山武中央合併協議会事務局規程の一部改正についてを一括して事務局よりご報告をお願いします。</p>
<p>○事務局</p>	<p>榎本次長。</p> <p>事務局の榎本でございます。</p> <p>それでは、報告第11号 山武中央合併協議会専門部会規程の一部改正について及び報告第12号 山武中央合併協議会事務局規程の一部改正についてご報告をいたします。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>山武中央合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定したので報告するというものでございます。</p> <p>2 ページに改正文を、3 ページに新旧対照表をつけてございますが、新旧対照表の方でご説明をさせていただきます。</p> <p>専門部会規程第3条第2項の表は、専門部会委員を規定した表でございますが、山武町の方で、4月1日付で組織改正が行われまして、専門部会委員の構成が変更になったものでございます。</p> <p>変更になりましたのは、3ページの、ちょっと見づらいかもしれませんが、職名の下に下線を引いている部分がございます。すなわち、中ほどの産業経済部会のところでは、従来、産業課長が専門部会委員でございましたが、改正後は経済環境課長に、建設部会では、従来、建設課長、都市整備課長が専門部会委員でございましたが、都市建設課長に、環境部会では、健康支援課長、産業課長が経済環境課長に、教育部会では、教育課長が学校教育課長、生涯学習課長というように変更になったものでございます。</p> <p>以上、組織改正に伴う委員の変更を行ったものでございます。</p> <p>なお、4ページから6ページは、改正後の専門部会規程を添付したものでございます。</p> <p>続きまして、報告第12号 山武中央合併協議会事務局規程の一部改正</p>

<p>○議長</p>	<p>についてでございます。</p> <p>改正内容が 8 ページに、新旧対照表が 9 ページにございますが、9 ページの方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちら、改正部分に下線を引いてございますが、第 3 条第 1 項中、現行の方に「計画班」というのがございましたけれども、こちらの「計画班」の文言を削るとともに、別表第 1 の中の計画班の区分、それから分掌事務を削除するものでございます。計画班につきましては、新市建設計画の策定、また財政計画の策定を行ってございましたが、既に建設計画、また財政計画につきましても、前年度に策定を終えておりますので、業務の終了に伴い、組織を廃止したものでございます。</p> <p>なお、10 ページから 13 ページは、改正後の事務局規程を添付したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から、報告第 11 号及び報告第 12 号の説明がありましたが、これについて何かございますでしょうか。質問等がございましたら、挙手の上、所属とお名前を発言されてお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
<p>○議長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第 11 号及び報告第 12 号に関する協議を終了いたします。</p> <p>次に、報告第 13 号 合併手続きの経過について、事務局より報告願います。</p>
<p>○事務局</p>	<p>榎本次長。</p> <p>それでは、続きまして、報告第 13 号 合併手続きの経過についてご報告をいたします。</p> <p>14 ページをご覧ください。廃置分合に関する手続きの経過を表にしております。</p> <p>ご承知のとおり、本年 3 月 22 日に合併協定調印式が行われたところでございます。その後、3 月 23 日から 25 日にかけて、それぞれの町村の議会で合併関連議案の議決が行われております。そして、3 月 30 日には千葉県知事へ廃置分合の申請を行いまして、4 月 6 日に廃置分合に係る県議会の議決が得られております。その後、4 月 12 日に千葉県知事より廃置分合の決定が行われ、5 月 13 日に廃置分合についての総務大臣の告示が得られたところでございます。</p> <p>15 ページは、3 月 30 日に知事に行いました合併申請書の頭の部分の写しでございます。4 町村長の連名により、知事に提出をしたものでござ</p>

ございます。

16ページは、決定書の写しでございまして、4月12日に知事から交付をされたものでございます。

17ページは5月13日の官報の写しでございますが、黒枠の中に記載されておりますのが、山武市を設置する旨の告示でございます。

合併手続きの経過については以上でございますが、今後の事務局を中心としたスケジュールについても、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

18ページをご覧いただきたいと思っております。

山武中央合併協議会スケジュール（概要）ということで、一番上が国・県等という形になっております。総務大臣告示、5月13日ということで、今、ご説明をしたところでございますが、この後、2月、3月ごろには職務執行者の選任をしていただきまして、通常、合併期日の前日に閉庁式というような形になろうかと思っております。3月27日には新市誕生を迎えまして、間もなく臨時議会、そして新市発足後50日以内には市長選挙というような運びになろうかと思っております。

合併協議会につきましては、本日6月24日第4回の協議会ということでございますが、この後3回ほど予定をしております。8月、10月、3月ということでございまして、この後の協議会につきましては、主に合併時まで調整をするというふうになっている項目のうち主要なもの、住民の関心の高いものについて報告をしまいたいというふうに考えております。

それから、事務事業の一元化については、既に現在、すり合わせを行っておりますけれども、概ね6月を目途に、また調整が困難なものにつきましては、引き続き調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、例規の原案の作成ということで、こちらは一覧表の方を作成しまして、それをもとにコンサルの方と調整を行っているところでございます。第1次例規原案の作成というのを、株式会社ぎょうせいの方で原案をつくってまいりますが、それをもとに協議会の方で精査・検討、またそれが済みますと、第2次の例規原案の作成をコンサルの方で行いまして、またそれを精査・検討ということを繰り返しまして、例規の内容を詰めていくというような作業でございます。

それから、組織・人事につきましては、組織案の方の検討を4月から行っておりまして、本日この後、骨格についてご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

また、給与、人事の方につきましても、給料表の検討、給与運用基準の検討を行いまして、その後人事異動作業等を進めまして、年内12月ごろには、課長以上の第1次内示、そして年明けの1月には課長未満の者の内示を行いたいというふうに考えております。

それから、予算・決算の関係ですけれども、6月補正予算の調整ということで、6月議会の中でIT等の予算を上げさせていただいたところでございます。それから、9月議会の中では、主に合併準備予算ということで、公共施設の表示板ですとか移転作業にかかる経費ですとか、そういった合併にかかる経費を主に9月の議会の中で提案をさせていただきたいというふうに考えております。また、9月に提案し切れなかったものにつきましては、12月の議会の中で調整をさせていただくというように考えております。

また、秋ごろから新市の当初予算の調整、そして17年度の暫定予算というの、若干、数日分残りますので、そちらの調整も出てまいります。それから、18年度の新市の暫定予算は、概ね3か月間ぐらいを予定しているところでございます。

また、決算の方も、3月27日、新市誕生をもって打ち切り決算という形になりますので、仮の出納整理期間を、その前1か月間設けまして、新市誕生後2か月程度で決算というような形を考えてございます。

それから、市民便利帳についてですけれども、これは新市になりますと窓口がこうなりますとか手続きがこういうふうになりますというものを市民にお知らせする冊子でございます。これも、12月を目途に策定をしたいというふうに考えておりまして、全戸配布をする予定でございます。

また、電算システムにつきましては、新市電算室の設計、それから電算室の改修工事とありまして、概ね9月中ぐらいに電算室の改修工事を終えたいと考えております。それから、機器の搬入、環境設定ということでございます。

新市のネットワークの設計につきましても、7月中旬ごろを目途に、その後、新市のネットワークの整備、端末設定・稼働テストということで考えております。

それから、新市の電算システム設計につきましても、6月、今月いっぱい、概ね業者の方の選定等も行いまして、新市電算システムの構築、それから稼働テスト・研修というような流れで考えてございます。

以上で、合併手続きの経過、それから今後のスケジュールも併せてご説明をさせていただきましたけれども、報告を終わらせていただきます。

○議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、報告第13号の説明がありました。これについて何かご質問等がございましたら、挙手を願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>異議ないようでございますので、報告第13号に関する協議を終了いたします。</p> <p>次に、報告第14号 山武市合併準備室設置要綱について、事務局より報告願います。</p> <p>榎本次長。</p>
○事務局	<p>それでは、報告第14号 山武市合併準備室設置要綱についてご説明をいたします。19ページからになります。</p> <p>これは、平成18年3月27日の合併に向けた準備のために、新たに山武市合併準備室を立ち上げようというものでございます。</p> <p>現在の合併協議会事務局は、基本的には協議のための機関ということでありまして、この合併協議会事務局とは別に、準備室を7月1日付で立ち上げようというものでございます。とはいえ、全くの別組織とすることではなくて、事務の円滑な執行を図るといった観点から、基本的には現在の合併協議会事務局の職員が合併準備室の職員を兼ねるというものでございます。</p> <p>この辺の考え方につきましては、23ページの方をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>右側が、現在の合併協議会事務局でございます。現在、総務班、調整班、IT班とありまして、局長以下、全体で14名体制でございます。</p> <p>一方、左側にありますのが合併準備室でございますが、総務班、調整班、IT班、これは協議会事務局と同じでございます。そこに新たに人事給与班、財政班を設置するというところでございます。そして、先ほども申し上げましたが、合併準備室のメンバーは協議会事務局の職員が兼ねるということでございます。また、新たに設置する人事給与班、財政班の職員は、新たに各町村から兼務で配置をするということで、それぞれの分科会の職員をもって充てるという考え方でございます。</p> <p>以上のような考え方をもとに作成しましたのが、20ページからの山武市合併準備室設置要綱でございます。</p> <p>主な部分について読み上げさせていただきますと、第1条は目的ということで、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併準備を進めるため、山武市合併準備室を設置する。</p>

<p>○議長</p> <p>○今関委員</p>	<p>第2条は、所掌事務でございます。合併準備室は、成東町長、山武町長、蓮沼村長及び松尾町長の指示を受け、次の各号に掲げる事務を所掌するということで、新市の開庁準備、例規、電算システムの統合整備、新市の組織機構、新市の人事配置、予算の調整等を所掌するということでございます。</p> <p>第3条は、組織及び分掌事務ということで、合併準備室に総務班、調整班、IT班、人事給与班、財政班を置くということで、それぞれの班の分掌事務は、別表という形で定めてございます。</p> <p>それから、第4条は職員等ということで、合併準備室に室長、次長、班長及び室員を置く。前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて関係町村の職員に事務従事を命ずることができるという規定も定めてございます。</p> <p>第5条は、職員の職務ということで、室長は、関係町村の長の命を受け、合併準備室の運営全般を統括する。2項として、次長は、室長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。1号が、合併準備室内の連絡及び調整、2号が室長の職務の補佐、3号が室長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理。3項といたしまして、班長は、次長の指揮監督を受け、分掌する事務の統括管理及び所属職員の指揮監督を行う。4項、その他の職員は、上司の命を受け、合併準備室の事務に従事する。</p> <p>第6条は、職員の服務ということで、職員の服務及び勤務条件等については、当該職員の属する町村の例による。</p> <p>第7条は、委任でございます。</p> <p>附則として、この要綱は、17年7月1日から施行するとなっております。</p> <p>別表とありますのは、先ほどの分掌事務の関係で、それぞれの班ごとの事務分掌を記載のとおり定めてございます。</p> <p>山武市の合併準備室の関係につきましては、以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から、報告第14号の説明がありました。これについてご意見を伺います。ご意見のございます方は、挙手をお願いいたします。どうぞ。</p> <p>蓮沼の今関です。</p> <p>会長の冒頭のご挨拶の中で、合併について、今後、事務作業は山場を迎えるというご挨拶がございました。今日までの事務局の合併についてのご努力については、大変感謝をし、敬意を表するものでございます。</p> <p>今後、合併に向けてさまざまな、膨大な事務量と申しましょるか、ただいま18ページにありました作業を粛々として進めていくことであろう</p>
-------------------------	--

○議長	と存じますけれども、この作業を円滑に行うということについて申し上げれば、ただいまのスタッフで適当かどうか、その辺のお考えをまず第1にお聞かせいただきたいと存じます。よろしくどうぞ。
○事務局	事務局。 人数的には、もちろん多いにこしたことはないわけですが、各町村のいろいろ事情等もあるかと思いますので、現行のスタッフで精一杯頑張っていきたいというふうに考えております。
○今関委員	以上でございます。 ありがとうございます。 私どもが危惧いたしますのは、この合併が3月27日に無事に乗り切れて、それが新市にスムーズに移行することを念願しているわけでありまして。どうか事務局の皆さんも、そのことについて懸命にご努力をいただければ幸いと存じます。
○議長	聞くところによりますと、事務局長の方が成東町において兼職をされているという話をちらっと聞いたわけでありまして。この問題についていえば、この合併をなし遂げるという重大な問題について、そのような形でスムーズにできるのかなという危惧がありますのでお尋ねをさせていただいたわけでありまして。その点については、いかがでございましょうか。
○議長	その件に関しては、議長ではありますが、成東町長でもありますので、私からお答えいたします。 現在、関係町村長の間では、兼務ということで合意しております。本人は能力もありますし、成東町の抱えている問題等もいろいろ考慮した成東町の人事の結果が兼務という形になっておりまして、決してご心配になるようなことはございませんので、ご安堵いただきたいと思っております。
○今関委員	ありがとうございます。 それでは、もう1点、別の方向からお尋ねをさせていただきたいわけでありまして、ご兼務をなさる、それも大変なお仕事であるとおつくづく敬服をいたすわけでありまして、兼務をされるといいますと、どちらにいらっしゃるか、つまり合併事務局にいらして兼務をなさるのでしょうか、それとも成東の本庁の方にいらして兼務をなさることになるわけでしょうか。少し余計なことをお尋ねさせていただいて恐縮でありますけれども、その辺のところも危惧をいたしておりますので、ご確認をさせていただきたいと存じます。
○議長	ご心配は当然でございますが、成東町長としては、税務課長ポストにいて事務局長を兼務するというふうにご理解いただきたいと思います。

○今関委員	<p>税務課長のポストにありながら、合併事務局を仕切るというお話でありました。能力がある方でありますから、それも十分にできるというふうに私も存ずる以外にないわけでありますけれども、考え方とすれば、合併をなし遂げていく事務局の最もトップにある方がその場所にいないで、つまりさまざまな問題をクリアしていく中で、絶えず別のところで報告を受けながらそのようなことを行っていくのはいかがかなという危惧があるわけであります。もしできればご再考いただければ幸いだと存ずる次第であります。よろしく願いいたします。</p>
○議長	<p>全くその点をご心配ございません。本人も優秀ですし、次長の榎本さんも県から来ていて、十分優秀は証明済みでございますので、どうぞご安心なさってください。ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
○議長	<p>ほかにないようでございますので、報告第14号に関しましては、これで協議を終結いたします。</p> <p>次に、報告第15号 事務組織及び機構の取扱いについて、事務局より報告を願います。</p> <p>吉井総務部会長。</p>
○総務部会長	<p>総務部会の山武町の吉井でございます。私の方から、新市の組織・機構についてご説明いたします。座って失礼いたします。</p> <p>新市の組織・機構につきましては、平成17年2月14日の第1回山武中央合併協議会に提案し、協議・確認されました協定項目4及び協定項目13、この取扱いと申しますか、調整方針を前提にして検討してまいりました。</p> <p>ちなみに、協定項目の4というのをちょっと読み上げておきます。新市の事務所の位置は、成東町殿台296番地(現成東町役場)とする。なお、事務所の機能については、総合支所方式を採用し、将来は本庁方式へ移行する。</p> <p>協定項目13、事務組織及び機構の取扱い、これは主なところを読み上げます。本庁及び総合支所を基幹とした組織機構とする。市民の声が適正に反映され、迅速な対応ができる組織機構とする。担任する事務を端的にあらわした判りやすい組織機構の名称とする。事務の錯綜のない簡素で効率的な組織機構とする。責任の所在が明確な組織機構とする。進展する地方分権や行政需要の変化に的確に対応できる組織機構とし、常に見直しを行う。</p> <p>概ね以上のような前提条件をもとに、検討してまいったところでござ</p>

います。

それでは、組織の概要についてご説明いたしますので、配付してあります山武市の行政組織機構図をご覧ください。25ページでございます。

組織の検討の結果、初めにこの表における市長部局の本庁機能を持つ組織として、5部17課34係を設置いたします。これは、この表の中ほどに「市長」、「助役」という表示をしてございます。この傘下にある一番上の総務部から中ほどよりちょっと上の都市建設部までが、市長部局の本庁というような分け方になります。その市長部局の本庁について、さらに細かくご説明いたします。

まず、総務部には、総務課、秘書広報課、企画政策課、財政課の4課を設置します。それぞれその右側に表示してございます10係を置きます。

以下、市民部でございますが、市民部には、戸籍、印鑑証明、国保年金、防犯、交通安全などの主な事務を所管する市民課、それと市税の賦課徴収などを所管する課税課、収税課の3課にそれぞれ7係を置くことにいたします。

次の保健福祉部には、社会福祉計画、生活保護などを所管する社会福祉課。老人福祉、障害福祉などを所管する福祉支援課、児童福祉、母子福祉などを所管する子育て支援課、介護保険課、健康支援課の5課に8係を設置します。このうち、社会福祉課、福祉支援課、子育て支援課の3課は、福祉事務所として位置づけます。これは、社会福祉法第14条に、都道府県及び市は、条例で福祉に関する事務所を設置しなければならないという規定がございます。この規定によりまして、福祉事務所として設置するものです。点線で大きく囲まれた中に、さらに小さな点線で囲まれた3つの課を指します。

なお、現成東町役場事務室の最大収容人数を検討した結果、この保健福祉部5課8係と、後ほどご説明いたします教育委員会の教育部2課5係は、現成東町役場ではおさまり切れないため、松尾町のIT保健福祉センター並びに松尾町庁舎へ本庁の事務所を置きます。

続いて、経済環境部には、農林水産課、商工観光課、ごみ問題、公害問題などを所管する環境保全課の3課に5係を設置いたします。

都市建設部には、土木課と、都市計画、市営住宅、建築指導などを所管する都市整備課の2課に4係を設置します。

以上が、市長部局の本庁組織でございます。

続きまして、支所でございますが、成東支所には保健福祉課の3係を設置し、成東町保健福祉センターに事務室を配置します。これは、保健福祉部の本庁機能を松尾町IT保健福祉センターへ配置した結果、成東

町へは支所機能を持った事務室の設置が必要になったためでございます。

山武支所には、総務課、市民課、保健福祉課、経済環境課、都市建設課の5課に10係を設置します。

蓮沼支所には、総務課、市民課、保健福祉課、地域振興課の4課に7係を設置します。このうち地域振興課については、ほかの支所における経済環境課と都市建設課を合わせたような組織といたします。

松尾支所には、総務課、市民課、経済環境課、都市建設課の4課に1室6係を設置します。

以上の支所の各課は、本庁の各課と連携した職務分担のもとに事務の執行に当たることとなります。

下の方でございますが、このほか収入役の組織として、会計課に1係を設置します。さらに、公営企業として、松尾町の自動車教習所に4係、山武町の水道課に2係を置きます。

このほか、左側最上段に表示してあります議会事務局、それから右側の上段からの表示になります選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局及び農業委員会事務局は、本庁機能として現成東町役場庁舎へ配置いたします。

最後に、教育委員会の組織でございます。これは、右側の中ほどから表示してございます。

教育委員会、教育長の傘下に、本庁機能として教育部を置き、学校教育課、生涯学習課の2課に5係を設置します。教育委員会には、本庁機能のある松尾町以外の町村にはそれぞれ出張所を設置し、1係を設けることといたしております。

そのほか、この機構図には、主な出先機関及び施設を所管管理する担当区分を表示しています。例えば、左側の点線で囲んであります保健福祉部の中に、子育て支援課というのがございます。そこに、ごく細かい点線をつないでありますが、保育所です。それから、その下の健康支援課には、当然事務所が入りますIT保健福祉センターなどがございます。その他の組織には、それぞれそういう形で出先機関であるとか施設について担当区分を示してありますので、後ほど目を通していただきたいと存じます。

それから、現在、4町村の職員は、平成17年4月1日現在、事務職、技術職合わせて575名在籍しております。これを、大まかに市長部局、行政委員会の本庁、支所合わせて約390名程度の職員、その他出先機関に基本的には現有の約180名程度の職員を、現在のところは配属する予定でお

<p>○議長</p> <p>○今関委員</p>	<p>ります。</p> <p>しかし、この人数につきましては、今後の退職予定者等を全く考慮しておりませんので、変更されることも当然予想されるところでございます。</p> <p>この組織計画では、現成東町役場に本庁、支所、出張所、それぞれ合わせまして約200名の職員、松尾町のIT保健福祉センターには約40名の職員、松尾町役場庁舎へは、教育委員会組織として約20名の職員を配属することを想定しております。それから、総合支所としましては、山武支所に50名の職員、蓮沼支所に約30名の職員、松尾支所には、これは松尾支所としては保健福祉部、教育委員会の本庁が配置されますので、そこで本庁と支所の事務も執行する組織ということでありまして、ちょっと人数が少な目にはなりますが、約30名程度の職員が配置されることを予定しております。このほか、自動車教習所、水道課、保育所、幼稚園、給食センター等の出先機関には、ほぼ現有職員数の約180名の職員をそのまま配置する想定をしております。これらの職員は、現在すり合わせを進めている事務事業の一元化などの事務作業の状況によりまして、本庁、支所の職務分担などが決まっておりますと、さらに変更されることも当然ありますので、お含みをいただきたいと思います。</p> <p>以上、雑駁な説明で申しわけありませんが、説明を終わります。</p> <p>ただいま総務部会長から、報告第15号の説明がありました。これについてご意見をいただきたいと思います。挙手をお願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p> <p>蓮沼の今関です。</p> <p>大変なご苦勞をなさってこれをつくられたと思います。ご苦勞さまでした。</p> <p>具体的に、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。どうもよく見えないということがありますので。</p> <p>例えば、教育委員会で例をとってお尋ねをさせていただきたいと存じますけれども、今、教育委員会は、たしか社教の方で派遣主事という方がそれぞれのところにいらっしゃいますね。その方々は、今、蓮沼にもたしか枠があつていらっしゃるでしょうし、成東にもあるでしょうし、松尾にも山武にもあるんでしょうけれども、その方々は、形として今までと同じような形で派遣がされるのかどうかという問題であります。たしか、合併協議会で協議をしているときに、例えば今まで行っていた体育祭はどうなるかというお尋ねをさせていただいたことがあったと思います。それは、今までと同じように行うというようなことであり</p>
-------------------------	--

	<p>ました。この総合支所でいいますと、蓮沼の中にはそれはもちろん欠落しているわけでありますから、教育委員会の松尾町につくられる部局の中でそれぞれが——これはもちろん体育協会が1つになったという前提があるんでしょうけれども、例えばそういうようなときは、どのような形で事業が展開されていくというふうに私どもが理解してよろしいか、その辺についてお尋ねをさせていただきたいと思います。</p>
○議長	<p>事務局、どなたが答弁ですか。</p>
○総務部会長	<p>総務部会長。 お尋ねの件でございますが、県からの派遣職員につきましては、現在の町村の人口規模と新市の人口規模が異なっておりますので、派遣職員の数につきましては、現在、明確な数を把握しておりません。変更されるというふうにも聞いておりますので、そういうことで、基本的には派遣していただければ受けとめていくというような考え方はございますけれども、現在、数についてははっきりしておりません。 それから、体育祭等、組織の中からどのように今後執行されていくのかというお尋ねでございますが、これにつきましては、現在、教育部会の中で協議が進められている段階でございます。まだ具体的にその辺のところの計画は、私どもでも知り得ておりませんので、今日の段階ではそういうことでご了解いただきたいと思います。</p>
○今関委員	<p>ありがとうございます。 これでいきますと、消防は総務の中に入っていますね。そうすると、これもまだ協議をしていないから、お尋ねをしてもしょうがないかなというふうに思うんですが……。</p>
○総務部会長	<p>ある程度は答えられます。</p>
○今関委員	<p>そうですか。それでは、例えば具体的に申し上げますと、消防でいえば、今は成東町、蓮沼村、松尾町、山武町、それぞれが独立した自治体でありました。——過去形でいいのかな、もう告示されてしまってますから。まだ形としてはあるわけでありますから。そうすると、火災が生じますね。蓮沼の中では蓮沼が、その区域の中でありますから、しかし、今度新しい市になった場合、例えば成東町でいえば、緑海地区で火事があったときに、南郷地区の消防が出動するのかなどうか、これはちょっとよくわかりませんのでお尋ねをするわけです。つまり、もしそういうようなシステムがあるとすると、蓮沼が今度、松尾町や緑海にも応援のために出動していく、そういうようなこともあるだろう。つまり、そういうようなことがどんなような形で協議をなされていくかというようなことや、そのときに防災無線が一体どう機能するのかというようなこ</p>

<p>○今関委員</p>	<p>とになって、3月28日から市が始まって……。 (「27日から始まります」と呼ぶ者あり)</p> <p>27日からですか、失礼しました。27日から始まりまして、その辺のところは一体どうなっているのかという思いがありますので、具体的に尋ねていくと、これはとてつもなくなくなってしまいますので、これで終わります。これだけちょっとお聞かせいただきたいんです。</p>
<p>○議長 ○総務部会長</p>	<p>総務部会長。 消防組織についてのお尋ねにお答えいたします。 現在、まだ細部につきましては、総務部会及び消防交通防犯分科会の中で検討しております。</p>
<p>○今関委員</p>	<p>ただ、今まで決まっている範囲で申し上げますと、消防団につきましては、基本的には統一されます。ただし、支団制をとりまして、各町村に支団が設置される予定でございます。応援体制というお尋ねですが、新市になりましてそれぞれ連絡体制等も十分整備されますと、先ほどご質問のあったような近隣町村、今までの町村境を越えて、応援体制は当然とり得るものというふうに現在は考えております。</p> <p>それから、防災行政無線についてのお尋ねでございますが、これについてはまだ原案段階で、分科会でもんでいる最中でございます。非常に多額のお金がかかりますので、これを一つの機会として、ハードとして統一するには、慎重に今、検討しております。今の段階でいきますと、直ちに防災行政無線を一本化してというのはちょっと難しいのではないかとということで、そういう方向で検討はしております。</p>
<p>○今関委員</p>	<p>実は、消防のことでお尋ねしたのは、そのことがあったからであります。</p> <p>例えば、蓮沼から今度、緑海に応援体制が出るというときには、当然、本部の方から「この区域の消防団は出動してください」という指令がある。そのときに防災無線が使えないと、一体どうやって組織として動かしていくのかということがありますので、お尋ねをさせていただいたわけでありまして。できないということになりますと、それはもうできないということになってしまいますので。</p>
<p>○議長 ○総務部会長</p>	<p>総務部会長。 ちょっと私の言葉が足らなくて恐縮でございます。 防災無線につきましては、将来の方向としては一本化の方向で新市建設計画にも計上されておりますが、現段階ではそれぞれの支所に消防担当が1人配置されます。そのほかに、防災行政無線は現行のシステムが、当分の間、整備されるまでの間は運用されます。よって、細かい伝達で</p>

	<p>すとか通達の内容については、今後、十分協議しますけれども、その辺については問題がないというふうに総務部会では認識しております。</p>
○議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
○地布久委員	<p>ほかにございますか。どうぞ。</p> <p>松尾町の地布久ですけれども、25ページの組織図を見ると、各支所には農業委員会というのがないみたいなのですけれども、農業委員会に行く方というのは、高齢者とか農業に携わっている人が多いものですから、本所までいかなきゃしょうがないというのはちょっと大変ではないかなと思いますが、その辺、いかがお考えでしょうか。</p>
○議長	<p>総務部会長。</p>
○総務部会長	<p>それでは、今のご質問にお答えいたします。</p> <p>確かに、支所には農業委員会組織として配置されておられません。これにつきましては本庁の方に一括して、本庁機能を持った行政委員会として組織しております。</p> <p>私どもでは、これを検討しております農業委員会の専門部会の方にも確認をいたしました。支所の産業係に相当する部分に、その辺について、ご不便をおかけしないということは決してないと思いますが、できるだけご不便を軽減するために、担当職員を配置する、あるいは資料等を準備しておくというようなことで、当分の間、対応したいというような考えを持っているということを確認しております。確かに、ご不便はないとは言えないと思いますが、こういう組織が新たに立ち上がるという現状においては、多少のところはご理解をいただきたいと思います。</p>
○地布久委員	<p>農業者は、今もう高齢化しておりまして、成東まで行くというのは大変ですから、何か支所の方で担当なり受付をできるような体制をぜひとっていただきたいと思います。以上です。</p>
○議長	<p>(「ぜひじゃなくて、とりますということです」と呼ぶ者あり)</p> <p>では、ご意見としてしっかり受けとめて、よろしいですね。</p>
○木島委員	<p>ほかにございますか。</p> <p>蓮沼村の木島でございます。座ったまま、ちょっと失礼させていただきます。</p> <p>今、松尾町の地布久委員のおっしゃったこと、まさにそのとおりだと思います。合併に際しまして、きっと組織編成する際に、どうしても1か所に集めることが、いわゆる行政の効率化を図るというふうに考え違いをされている方がかなりいらっしゃると思うんです。決して、行政の効率化を図るということは、1か所に何か物事を集めてしまうことによる集約をすることが効率化を図るということではないということ、</p>

	<p>いま一度、今、組織編成に当たられている職員の方々には、頭に入れてほしいと思います。今おっしゃられたように、農業委員会に限らず、例えば蓮沼地域はアクセスの問題で、非常に交通の便がかなり悪いですから、例えば蓮沼とか山武町とか、成東町の本所の周りの方とかは特にそういう不自由は感じないかもしれませんが、山武町の外れ、あるいは蓮沼村の浜通りの方から本所の方に、いわゆる農業委員さんに限らず、そういったサービスを受けに行くというような機会がもろもろ出てくるかと思えます。具体例でいいますと、例えば保健福祉。これは松尾町の方に、一応本庁機能を置くということですがけれども、いわゆる健診等ですよ。こういったものをお受けになる高齢者の方とか、そういった方が行かれるということになると、いろいろ諸問題が出てくると思えますから、その辺のところの機能をどういうふうに、「いや、それは木島さん、心配ないよ。そういったものは今までどおりその場所場所で、そんなに苦労せずとも受診できますよ」ということであれば、私もほっとするところでございますけれども、今、ちょうど地布久委員さんの方から、たまたま私も気になっていた問題が出ましたので、関連ということでお聞かせいただきました。</p>
○議長	<p>総務部会長。</p>
○総務部会長	<p>今ほどのご質問ですが、例えば一つの例として健康診断とか、そういうものをお挙げになりましたけれども、この表の中に、成東支所、山武支所、蓮沼支所にはそれぞれ保健センターが配置されております。先ほどからご説明しています本庁の健康支援課という組織と、出先である支所に置かれます保健センターは、それぞれ分担して職務を行いますが、通常の今まで各町村で受けておりましたそういったようなサービスにつきましては、保健センターがそのままの組織で引き継ぐということで現在決まっております。</p>
○議長	<p>よろしいですか。</p>
○木島委員	<p>非常に住民にとって大事なことですので、ちょっとしつこいようですがけれども、いわゆる大きな住民健診云々にかかわらず、もろもろの細かなサービスとかも、合併してみたら、「何だい、これは松尾まで行かなきゃしょうがないのかい。これは成東まで行かなきゃしょうがないのかい」というような問題が出て困りますので、今度、冊子となる市民便利帳でしたか、あちらの方に事細かに載ってくると思うんですけれども、その下書きというか諸原稿、こういったものが配付されますみたいなものは、この場に提案というか、提示はされるのでしょうか。</p>
○議長	<p>その点はどうなっていますか。</p>

○古谷副会長	<p>それでは、副会長の方から。</p> <p>副会長の松尾の古谷でございますが、今のご心配ですけれども、決してございません。ということは、今4町村が持っている施設、全部が残ります。そして、名前は山武市何とかになりますけれども、施設は全部残って、その機能は今までどおりに発揮する、そういった行政の運営をいたしますので、今心配のことは決してございません。</p>
○木島委員	<p>心強いご回答をいただきましたので、安心しました。よろしく願いいたします。</p>
○議長	<p>この後のいろいろ問い合わせを受けた中で、そのようにご回答いただいて委員としての責任を果たせると思っていますので、よろしく願いいたします。</p>
○古谷副会長	<p>次の協議会には、そういったことも全部報告いたします。</p>
○議長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>ないようですので、報告第15号につきましては、協議を終えたいと思います。</p> <p>次に、次第の5、議事に入ります。</p> <p>初めに、認定第1号 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。榎本次長。</p>
○事務局	<p>それでは、認定第1号 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算についてご説明をいたします。座らせていただきます。</p> <p>それでは、26ページをご覧ください。</p> <p>平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について、山武中央合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、協議会の認定を求めるものでございます。</p> <p>決算の内容につきましては、30ページをお開きいただきたいと思います。平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算の事項別明細により、ご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、歳入の1款負担金ですけれども、構成4町村からの負担金で900万1,000円となっております。人口割と均等割による町村別の負担額は、成東町が235万8,000円、山武町230万5,000円、蓮沼村213万3,000円、松尾町220万5,000円となっております。</p> <p>2款諸収入は、山武中央4町村合併任意協議会での残額141万8,875円を雑入として繰り入れております。</p> <p>したがって、歳入合計の収入済額は1,041万9,875円となっております。</p>

ます。

次に、31ページの歳出についてご説明いたします。

1 款運営費の 1 目会議費です。主に合併協議会開催に要する経費を計上してございます。

まず、1 節報酬ですが、報酬額は日額7,000円となっております。計 5 回の会議を開催いたしまして68万6,000円を支出しております。

11 節の需用費ですが、会議時に使用しましたお茶代で4,680円を支出しております。

12 節役務費ですが、銀行振込手数料で1,575円を支出しております。

13 節委託料につきましては、調印式を含め、計 5 回分の会議録反訳料として15万2,511円を支出しております。

続きまして、2 目の事務費ですが、こちらにつきましては主に合併協議会事務局の一般事務費を計上しております。

9 節旅費ですが、県庁における合併申請ですとか、そのための打ち合わせ等により2万3,950円を支出しております。

11 節需用費ですが、消耗品費が7万9,281円、公用車燃料代が7,756円となっております。

12 節役務費は、電話料金で3万2,685円、郵送料で7,000円を支出しております。

13 節委託料は、複合機の保守委託料で4万9,479円を支出しております。

14 節使用料及び賃借料ですが、机や椅子ですとか、サーバー、プリンタ等、事務用備品の賃借料で、2 月、3 月分として54万8,940円を支出しております。また、インターネット等のプロバイダ利用料が、2、3 月分で4万4,940円、公用車のリース料として2万7,300円を支出しております。そのほか、県庁への出張時の有料道路通行料として1,400円を支出してございます。

18 節備品購入費は、合併協議会会長印及びその他のゴム印等で1万6,600円を支出しております。

19 節負担金補助及び交付金ですが、支出済額は臨時職員 1 名の 2 月、3 月分の賃金、通勤手当、保険料で26万2,114円を支出してございます。

次に、2 款の事業費ですが、主に新市建設計画策定業務や協議会だよりの発行、及びホームページ開設に要する経費を計上してございます。

11 節需用費の消耗品費ですが、建設計画関係で資料等の印刷に必要なプリンタのカラートナー等の消耗品費購入費で13万2,972円を支出しております。また、協議会だよりの印刷につきましては、計 3 回で70万5,693円を支出しております。そのほか、合併協定調印式で使用した協定書の

<p>○議長</p> <p>○川島監査委員</p>	<p>印刷が9万2,400円、写真プリント料が1,039円となっております。</p> <p>12節役務費ですが、協議会だよりの新聞折込が2回分と新聞店までの配送料で23万2,342円を支出しております。また、新市の名称募集用の住民アンケート往復葉書を購入いたしまして16万5,000円を支出してございます。そのほか、銀行振込手数料等が4,095円となっております。</p> <p>13節委託料ですが、新市建設計画の作成に当たりましては、株式会社ぎょうせいに策定支援を委託しておりました。委託内容は、4町村の人口推計等の地域現況把握、財政計画の検討等となっております。また、委託業務には、印刷物として新市建設計画図書500部、世帯配布用の概要版2万1,000部、住民説明会用資料900部が含まれており、委託総額で441万8,400円を支出してございます。調印式関連委託料は、吊看板や生花等の式典委託となっております9万6,012円を支出しております。ホームページ業務委託料では27万3,000円を支出しております。</p> <p>19節負担金補助及び交付金については、県職員1名の人件費として115万3,190円を支出しております。</p> <p>3款の予備費については、充当いたしませんでした。</p> <p>したがって、歳出合計の支出済額は922万354円となっております。</p> <p>続きまして、32ページの実質収支に関する調書ですが、歳入総額が1,041万9,000円、歳出総額が922万円ですので、歳入歳出差引額は119万9,000円となり、実質収支額は同額の119万9,000円となりました。こちらについては、平成17年度予算に繰越金として見込み済みでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>引き続きまして、監査報告についてですが、6月8日に山武中央合併協議会監査委員であります蓮沼村の川島義一郎代表監査委員及び松尾町の秋庭武行代表監査委員により行われました。本日は、お二人を代表しまして川島義一郎代表監査委員より、監査報告をお願いいたします。</p> <p>ご紹介をいただきました川島でございます。</p> <p>過る6月8日に、秋庭監査委員と私で、事務局長から提出されました関係書類に基づいて決算審査を行ったわけでございます。</p> <p>この際、その概要についてご報告をいたします。</p> <p>資料が33ページに載っておりますので、大方ご了解をいただきたいと思うわけでございますけれども、審査の結果につきましては、関係諸帳簿の照合をいたしまして、計数は正確であり、さらに予算の執行についてもその目的に沿って適正に執行されたものと認定をいたしました。</p> <p>以上、簡単でございますが、報告にかえさせていただきます。</p>
---------------------------	--

○議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算について、質疑がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>ないようでございますので、質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号 平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出決算については、原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>以上で、本日の協議会の議事につきましてはすべて終了いたしました。</p> <p>次に、6のその他でございますが、事務局から何かありますか。</p> <p>榎本次長。</p>
○事務局	<p>それでは、次回、第5回会議の開催日時等の確認でございますが、次回の開催日は8月30日火曜日、午後1時半から、松尾町の農村環境改善センターで開催をする予定でございます。傍聴席につきましては、約50席を用意する予定です。</p> <p>以上でございます。</p>
○議長	<p>それでは、以上をもちまして本日の協議を終了いたします。</p> <p>副会長、どうぞ。</p>
○松下副会長	<p>山武の松下でございます。</p> <p>今日のこの会議なんですが、協議会だよりということで、これはいつごろ出すのかということと、なるべく早目に出してほしいということ。</p> <p>それと、山武市が誕生するということの周知を目的とした垂れ幕等、今、各町村でそれぞれきつと何かしらの形で行っているとは思いますが、統一したものを何か考えた方がよろしいのかなと思いますので、その辺もちょっとご検討を後でいただければと思ひまして、一言言わせていただきました。</p> <p style="text-align: center;">（「幹事会で検討するように」と呼ぶ者あり）</p> <p style="text-align: center;">（「はい」と呼ぶ者あり）</p>
○議長	<p>合併まであと274日でございますので、カウントダウンも始まる時期かと思ひます。以上、ただいまの松下副会長のご意見も、幹事会の方でよく検討するようにしたいと思います。</p>

	<p>長時間、ご協議ありがとうございました。 本日はこれをもって終了いたします。 ありがとうございました。ご苦労さまでした。</p>
--	--